

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新				旧			
<p>1. 業務規程第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p>				<p>1. 業務規程第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p>			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)				(略)			
保管手数料	(略)	(1)日々の保管残高の株数が 5 億株以下の部分 (2)～(10) (略) (略)	1株につき <u>1日当り</u> <u>0.00005 円</u>	保管手数料	(略)	(1)日々の保管残高の株数が 5 億株以下の部分 (2)～(10) (略) (略)	1株につき <u>1日当り</u> <u>0.00006 円</u>
(注) 1.～4. (略)				(注) 1.～4. (略)			
(2) (略)				(2) (略)			
<p>(3) 投資信託の受益証券</p> <p>a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券</p>				<p>(3) 投資信託の受益証券</p> <p>a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券</p>			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)				(略)			
保管手数料	(略)	(1)日々の保管残高の口数が 5 万口以下の部分 (2)～(9) (略) (略)	1口につき <u>1日当り</u> <u>0.05 円</u>	保管手数料	(略)	(1)日々の保管残高の口数が 5 万口以下の部分 (2)～(9) (略) (略)	1口につき <u>1日当り</u> <u>0.06 円</u>
(注) 1.・2. (略)				(注) 1.・2. (略)			
<p>b 前 a 以外の受益証券</p>				<p>b 前 a 以外の受益証券</p>			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)				(略)			
保管手数料	(略)	(1)日々の保管残高の口数が 50 万口以下の部分 (2)～(10) (略) (略)	1口につき <u>1日当り</u> <u>0.05 円</u>	保管手数料	(略)	(1)日々の保管残高の口数が 50 万口以下の部分 (2)～(10) (略) (略)	1口につき <u>1日当り</u> <u>0.06 円</u>
(注) 1.・2. (略)				(注) 1.・2. (略)			
(4) 投資証券				(4) 投資証券			
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)				(略)			

保 管 手 数 料	(略)	(1)日々の保管残高の 口数が 50 万口以下 の部分 (2)～(10) (略) (略)	1 口につき <u>1日当り</u> 0.05 円
-----------------	-----	--	---------------------------------

(注) 1.～3. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)			
保 管 手 数 料	(略)	(1)日々の保管残高の 口数が 50 万口以下 の部分 (2)～(10) (略) (略)	1 口につき <u>1日当り</u> 0.05 円

(注) 1.・2. (略)

別表第 1 (振替件数基準による振替手数料) (略)

2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
日本証券クリアリングが業務規程施行規則第 48 条第 2 項に規定する DVP 決済に基づく振替を行った場合の処理に係る手数料	日本証券クリアリング	次の(1)及び(2)に掲げる期間の区分に従い、当該(1)及び(2)に定める額を、当該各期間にそれぞれ適用する。 (削る) (1) (略) (2) (略)

(注) 1.～5. (略)

附 則

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

保 管 手 数 料	(略)	(1)日々の保管残高の 口数が 50 万口以下 の部分 (2)～(10) (略) (略)	1 口につき <u>1日当り</u> 0.06 円
-----------------	-----	--	---------------------------------

(注) 1.～3. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
(略)			
保 管 手 数 料	(略)	(1)日々の保管残高の 口数が 50 万口以下 の部分 (2)～(10) (略) (略)	1 口につき <u>1日当り</u> 0.06 円

(注) 1.・2. (略)

別表第 1 (振替件数基準による振替手数料) (略)

2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
日本証券クリアリングが業務規程施行規則第 48 条第 2 項に規定する DVP 決済に基づく振替を行った場合の処理に係る手数料	日本証券クリアリング	次の(1)から(3)までに掲げる期間の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める額を、当該各期間にそれぞれ適用する。 (1)平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月まで 39,929 千円 (2) (略) (3) (略)

(注) 1.～5. (略)